

## 2012年度東京都予算編成に対する重点要望

2011年12月21日

日本共産党東京都議会議員団

### 【放射能から子どもたちを守るために】

- 1、放射能から子どもを守るため、学校・公園など全都有施設で詳細な放射線測定を行い、局所的に線量が高いミニホットスポットは必要な除染を行うこと。区市町村が独自の方針に基づき都有施設の測定と除染を都に求めたら応じること。内部被ばくの予防対策を抜本的に強化し、子どもたちの疫学的な健康調査を継続的に実施すること。
- 2、公立・私立の小中学校、幼稚園、保育園などの給食食材の放射能検査を支援するとともに、都立学校の給食食材を測定すること。
- 3、食肉、野菜、魚介類、牛乳など食品の放射能検査および安全確保対策を強化すること。食品への放射能検査済みマークの表示制度を実施すること。
- 4、放射能の調査・分析を行うための、検査機器および専門職員による検査体制を抜本的に拡充すること。地表土、野菜、牛乳、魚、海底土、大気浮遊じん、降下物などについて、セシウムだけでなく、ストロンチウムなどすべての放射性核種の調査・分析を、継続的に、よりきめ細かく行うこと。
- 5、被災地からの震災廃棄物や、上下水道・焼却場の焼却灰の処理については、近隣住民への十分な説明と合意にもとづき、徹底した測定と公表、厳重な監視を行う体制を整えること。
- 6、庁内に放射能汚染対策本部などの専管組織を立ち上げ、全庁横断的、長期的に取り組むこと。放射能測定および除染にかかる費用と、風評被害などの損害への補償は、東電と国に支払うよう求めること。

### 【都民の命と財産を守る防災対策の抜本的強化】

- 7、東日本大震災の教訓に学び、防災対策の「第1は自己責任」という方針を改め、都が都民の生命、財産を守る本来の責任を果たすこと。災害を未然に防ぐ予防対策を震災対策の最優先に位置づけ、住宅、都市・生活インフラの耐震化を抜本的に強化すること。

- 8、木造住宅密集地域の整備にあたっては、一方的な住民追い出しではなく、住民合意、居住の継続を原則とし、建替えや共同化、コミュニティ住宅の建設などの支援を強化すること。木造住宅の耐震化を促進するために、助成対象地域を都内全域とし、助成額の抜本的引き上げを図ること。マンションの耐震化促進のため、相談対策や助成の拡充を図ること。遅れている都営住宅の100%耐震化を早急に完了すること。
- 9、都民がみずからの住居などの地盤の現状や、過去の土地履歴の情報をえられるよう支援するとともに、地盤診断や改良工事への助成を行うこと。今回の大震災で液状化被害を受けた都民への支援を拡充すること。
- 10、上下水道、電気、ガスなどライフラインの耐震化を促進すること。病院、学校、福祉施設等への自家発電設備の設置を支援すること。ガス、水道、下水管の耐震化、マンホールの浮上防止策を促進するとともに、災害時の飲料水、トイレ確保対策をすすめること。
- 11、都営地下鉄はもとより、都内で運行する鉄道施設について、震度7対応の耐震化、津波、液状化対策が講じられるようにすること。災害時の誘導、安全確認等の体制確保、情報連絡網の整備がはかれるようにすること。都営地下鉄においては、津波を想定した対策・訓練を行うとともに、防水扉を電動式に改善すること。
- 12、東部低地帯の河川堤防・護岸の耐震化を早急に完了すること。東京湾における津波の新たな想定にもとづいて、防潮堤、護岸、水門、陸こう等を総点検し、必要な整備、耐震強化を図ること。東京湾岸に林立する石油タンク等危険物施設の液状化、側方流動対策など安全対策を、国まかせでなく、他自治体と共同ですすめていくこと。
- 13、防災拠点となる都立公園などの整備をすすめること。地域の特性に応じた防災空地・防災拠点の確保を区市町村と協力してすすめること。住民の自主的な防災まちづくりを支援し、アドバイザー派遣や研修などの支援を行うこと。災害ボランティアコーディネーターの養成をすすめること。
- 14、災害時の都民、帰宅困難者のための飲料水、食糧、生活必需品の備蓄を拡充すること。災害時の医療対策強化のため災害拠点病院を増やすとともに、地域中小病院への支援を強化し「災害支援病院」として整備すること。災害用医療チーム「東京DMAT」のチーム数を増やすこと。障害者、高齢者など要援護者への災害時の支援体制を確立すること。
- 15、聴覚・視力・肢体不自由・知的・精神・発達障害をはじめとした障害者、人工透析患者、人工呼吸器利用者、難病患者、認知症や要介護の高齢者、乳幼児などに対するきめ細かい災害時支援体制を、当事者・家族の実態・要望を十分にふまえて確立すること。

必要な機能・備蓄等を備えた「福祉避難所」を身近な地域ごとに整備すること。区市町村等と協力し、要援護者に対する災害時の個別支援計画づくりをすすめること。

- 16、帰宅困難者対策について、「むやみに移動を開始しない」ルールの徹底、安否確認のための通信手段の確立を図り、食糧など必要な物資の備蓄への支援を行うこと。民間施設も含め一時受入施設を確保し、物資の備蓄、電源の確保もすすめること。
- 17、ハイパーレスキュー隊を増やし、装備・資器材も拡充すること。消防車、救急車、重機等を増強するとともに、消防隊員を大幅に増やすこと。23区消防団の分団本部施設の改築・改修、団員の報酬等の引き上げや、装備の拡充を促進すること。多摩地域の消防団の施設整備、待遇改善のため、市町村に対する財政支援を行うこと。
- 18、国、区市町村、民間と連携し、総合治水対策を本格的に推進すること。都市型水害防止のため、大型開発を抑制するとともに、開発者負担による治水対策を制度化すること。雨水浸透ますの設置支援、調節池、雨水浸透型舗装、地下貯水管の増設など雨水抑制対策を強化すること。

#### 【被災地、都内避難者への支援の強化】

- 19、被災地に対する保健師、技術者をはじめとした専門職をふくむ都職員の派遣、ボランティアへの支援を継続すること。
- 20、被災県への観光ツアー支援を継続・拡充するとともに、観光案内、被災県の物産販売促進、被災地復興展示会、被災県における中小企業の復旧・復興支援など、産業復興への支援を強化すること。
- 21、都内への避難者が、都民と同様の行政サービスを受けることができるよう、支援を強化すること。高齢者や障害者の交通費の負担軽減を継続・拡充するとともに、乳幼児および子どもの医療費助成は、窓口での一時支払いを要しないようにすること。
- 22、都営住宅等への入居、民間住宅借り上げは、期限を区切らず、被災地に帰れる条件が整うまで保障すること。民間住宅借り上げの対象要件を緩和すること。上下水道料金の減免の期限を延長し、被災地に帰れる条件が整うまで継続すること。
- 23、都内避難者のコミュニティづくりを支援し、孤立化防止対策を強化すること。福祉総合相談窓口をはじめとした相談窓口と情報提供を、拡充・強化すること。
- 24、乳幼児をはじめ、すべての都内避難者について、内部被ばくをふくめた健康診断を定期的に実施し、行動の記録もできるようにすること。

## 【原発ゼロ、再生可能エネルギーへの転換の促進】

- 25、原子力発電は未完成で危険な技術であることを認め、「安全神話」から脱却して、都として「原発ゼロの日本」の実現にむけた行動を起こすこと。浜岡原発は休止ではなく、廃炉にするよう国に求めること。
- 26、大規模集中型発電から、多様な再生可能エネルギーによる小規模分散型発電への転換を促進すること。双方向型の次世代電力網「スマートグリッド」等の実用化を促進し、効率的な電力需給システムを整備すること。蓄電システムの普及を促進すること。
- 27、太陽光発電の設置費用について、基金活用やリース方式などにより、初期投資ゼロにむけた対策を実施し、大量普及をすすめること。太陽光と同時に、太陽熱、洋上風力、波力、中・小水力、地熱、地中熱、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの普及促進策を強化すること。

## 【くらしと雇用への支援の強化】

- 28、国民健康保険料（税）後期高齢者医療保険料、介護保険料の値上げを抑え、引き下げることができるよう、区市町村や広域連合への財政支援を行うこと。保険料、医療費窓口負担、介護保険利用料の減免制度・軽減制度を拡充すること。建設国保組合への都費補助は、医療費・経費の自然増嵩分をふくめ現行水準を維持すること。
- 29、低所得者、離職者等に対する、仕事・住まい・福祉の総合的ワンストップ相談窓口として「東京チャレンジネット」を拡充し、増設すること。一時的住まいの提供、生活費の支援、職業訓練・就労支援等を拡充・強化するとともに、家賃助成、生活資金助成を実施すること。低所得世帯に対する塾代等の助成を継続・拡充すること。無料低額診療事業を実施する医療機関を増やすこと。
- 30、最低賃金を時給1000円以上に改善するよう国に求めるとともに、都独自に時給1000円以上にする「東京ルール」や公契約条例をつくるなど、実効性ある対策を実施すること。都として、低賃金の非正規労働者を増やす政策から、正規労働者を雇用の中心にする政策への転換を図ること。
- 31、若者の現場実習・インターンを受け入れる中小企業への財政支援や、受入企業の開拓などをすすめること。就職活動中の大学・高校生のための合同就職相談会、企業への採用枠拡大の要請、中小企業団体が開催する就職相談会等への助成など、就職対策を抜本的に強化すること。就職できなかった新卒者等に対し、仕事が見つかるまで無償で公共職業訓練を実施すること。

- 3 2、都として、正規職員の採用を拡大すること。また、都が直接雇用することを基本にした緊急雇用対策事業を実施するとともに、区市町村が実施する緊急雇用対策への財政支援を行うこと。
- 3 3、職業能力開発センターを拡充・増設し、施設内訓練の定員を大幅に増やすこと。訓練科目を増やすとともに、校内の機器などを拡充すること。武蔵野校を再開し、城南職業能力開発センター（旧亀戸校）の廃止計画は中止すること。職業能力開発センターの普通課程の授業料を無料に戻すとともに、住まいのない受講者のために、寮や住宅を確保すること。
- 3 4、生活保護世帯に対する熱中症対策としての冷房機器設置支援事業を継続し、拡充すること。生活保護を受けていない低所得者、高齢者世帯に対しても、同様の支援を実施すること。区市町村に対する熱中症対策補助を継続し、拡充すること。都の施設を「熱中症シェルター」として活用すること。

#### 【高齢者の医療・福祉・介護の充実】

- 3 5、特別養護老人ホーム、老人保健施設の整備費、運営費への補助を拡充し、大幅増設すること。特別養護老人ホームの整備促進のため用地費助成を再開すること。小規模多機能施設、認知症高齢者グループホームへの支援を強化し、大幅増設すること。グループホームへの家賃助成を実施するなど、低所得者が利用できるよう対策を講じること。
- 3 6、75歳以上の医療費を無料化すること。65～74歳についても医療費助成を実施し、負担軽減を図ること。高齢者の入院費用への助成を実施すること。療養病床は、2012年度末までに28,077床にするという都の増設計画を達成できるよう、運営費補助を実施するなど具体的対策を講じること。
- 3 7、高齢者の孤立防止、孤独死ゼロにむけ、見守り支援の拠点整備を拡大するとともに、集合住宅や地域への福祉職のL S A（生活援助員）配置をすすめること。見守り支援のための多様な機器、システムの設置・購入費等への支援を強化すること。広域利用が可能な緊急シェルターの整備をはじめ、高齢者虐待防止対策を拡充すること。
- 3 8、シルバーパスは、住民税課税者に対し所得に応じて3千円などのパスを発行するなど、費用負担の軽減を図ること。多摩モノレールにも適用するとともに、税制改定により住民税課税となった人は千円にすえおく措置を、新規申請の人もふくめ継続すること。
- 3 9、生活支援ヘルパー派遣など、介護サービス充実にむけた区市町村の独自事業に対し財政支援すること。介護保険の区分支給限度額をこえても、必要な訪問看護などを利用できるよう、都として助成するなどの支援を実施すること。重度の要介護高齢者への介

護手当を実施すること。

40、認知症の早期発見、専門医による診断と医療相談、専門性の高い医療・介護の人材育成、介護者への支援など、認知症の高齢者が、適切な介護・医療を受けながら地域で生活できる環境を整備すること。認知症疾患医療センターを整備・拡充すること。また、若年性認知症総合支援センターを設置し、相談体制を強化すること。

#### 【少子化克服にむけた総合対策の推進】

41、認可保育所の面積基準引き下げはしないこと。施設整備への支援を継続・拡充し、待機児解消にむけ大幅増設すること。整備促進のため用地費助成を実施するとともに、都有地貸与制度を、無償貸与にするなど拡充すること。公立保育園の新設、増改築への整備費補助を行うこと。

42、親子が気軽に利用できて安心して遊べる居場所・交流の場であるとともに、劇場(文化ホール)を併設し子どもの情操をはぐくむ良質な文化発信の拠点である、東京都児童会館の機能を存続・拡充すること。

43、学童保育の関係者と協議して「設置・運営基準」をつくるとともに、大幅増設を推進し、待機児解消と大規模化の是正を図ること。運営費に対する支援を拡充し、保育時間延長、対象学年の拡大、土曜保育、障害児の受け入れ、指導員の待遇改善と専門性の向上などをすすめること。都型学童クラブは、公設公営も対象にすること。

44、里親支援を拡充・強化し、「里親支援機関事業」を全児童相談所で実施するとともに、児童相談所の養育家庭専門員を常勤・複数配置すること。児童養護施設等に里親支援担当職員を配置すること。また、施設退所後の支援体制強化をはじめ、18歳以降の社会的養護を支援すること。乳児院の看護師を増配置し、医療体制強化を図ること。

45、親子で利用できる産後のデイサービス、子どものショートステイ、病児保育、一時保育、子ども家庭支援センターなどを拡充するとともに、産後うつ対策、育児不安等への心のケア対策、若年出産への支援を実施すること。区市町村が要支援家庭に対して実施する見守りや訪問、育児・保育所送迎等のヘルパー派遣、子どもの学習支援などへの財政支援を行うこと。

46、義務教育就学児医療費助成は、外来200円の負担をなくし、通院についても無料化すること。乳幼児医療費助成をふくめ、所得制限を撤廃または少なくとも緩和すること。子ども医療費助成を18歳まで拡大すること。妊婦健診の無料化を継続・拡充するとともに、出産育児一時金を都独自に増額するなど、出産・子育てへの経済的支援を強化すること。不育症に対し、医療費助成や相談体制整備などの支援を実施すること。

47、中小企業が取り組む仕事と育児の両立支援に対する助成を拡充し、パパ・クォータ制度など父親の育休取得支援を助成対象にすること。また融資、公契約における優遇を実施すること。働き方の改革「東京モデル」事業、いきいき職場推進事業、次世代育成企業支援事業などを、さらに実効性あるものへ拡充すること。

#### 【医療体制の充実】

48、都立病院は直営を堅持し、拡充すること。経営形態のあり方や地方独立行政法人化の検討は中止すること。都立病院、公社病院の医師、看護師、薬剤師等を大幅に増やし、待遇改善と医療・看護体制強化を図ること。多摩・島しょの公立病院、診療所への支援を拡充すること。区部の医療体制確保への支援を行うこと。

49、八王子市内に都立・公立の小児病院を開設することをはじめ、多摩地域および区部の小児医療、周産期医療を拡充すること。NICUを増設するとともに、多摩地域における二次医療圏ごとの整備計画をつくること。NICU入院児支援・救命センター等からの退院支援のコーディネーター配置、在宅療養児の一時受け入れ支援などを実施し、新生児専門医等の育成をすすめること。

50、産科医の育成支援、および産科の診療所・助産所の開設促進補助を実施すること。助産師の養成人数を増やすとともに、院内助産所・助産師外来の実施をひろげるため支援を継続・拡充すること。都立病院で院内助産所・助産師外来を実施すること。

51、旧梅ヶ丘病院跡地に、児童精神科の病院または外来診療センターを整備すること。子どもの心のケアへの支援、発達障害児等の早期発見・早期支援をすすめるため、都内二次医療圏ごとに、児童精神科拠点病院を設置するため支援事業を実施すること。

52、地域救急医療センターの医療人材配置等の財政支援を拡充すること。小児および内科・外科の「休日・全夜間診療事業」を実施する医療機関、および救命救急センターを増やすこと。ドクターカー、ドクターヘリの活用をひろげること。

53、医師養成奨学金を拡充し、対象人数を大幅に増やすこと。また、都職員として採用した医師を公立病院などに派遣する「地域医療支援ドクター事業」を拡充するとともに、女性医師など離職医師の復職を支援するドクター・バンクを創設するなど、医師確保対策を拡充・強化すること。

54、看護師確保の目標を大幅に引き上げるとともに、廃止した都立看護専門学校を再開または新設するなど定員を増やし、看護師養成を拡充・強化すること。院内保育所を増やし、24時間化や病児・病後児保育の実施を支援すること。厚生労働省が出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」の通知を、都内医療機関に徹底す

るとともに、都として具体的対策を実施すること。

5 5、がんの医療費無料化助成を実施すること。がん検診の無料化、受診率向上に取り組む区市町村を支援すること。地域における緩和ケア支援の連携体制の構築をすすめるとともに、緩和ケア病棟（ホスピス）の整備、がん専門医の育成、がんの発症実態を把握する「地域がん登録」などを推進すること。「がん対策推進条例」を制定し、総合的対策を推進すること。

5 6、脳疾患や認知症の早期発見に効果がある、脳ドックの受診料助成を実施すること。病気の予防、早期発見・早期治療対策を強化し、保健所の医師、保健師の欠員をすみやかに補充するなど体制を強化すること。対象人口が多い地域や、面積の広い地域の保健所は、増設等の対策を講じること。

5 7、子宮頸がん、ヒブ（細菌性髄膜炎）、小児用肺炎球菌等のワクチン接種を、無料で受けられるようにするとともに、安全なワクチン接種体制整備をすすめること。新型インフルエンザ等の感染症対策を強化し、感染症指定病床を増やすとともに、感染症専門医などの人材育成を推進すること。不活性化ポリオワクチンの早期導入を図ること。

#### 【障害者・難病患者への支援の充実】

5 8、重症心身障害児者通所事業が、自立支援法内事業となっても、現行どおりの職員配置、通所バスによる送迎等が実施できるようにすること。重症心身障害児の実数や家族・介護者のニーズ等を把握する調査を実施するとともに、在宅医療、訪問看護、ショートステイなどの支援体制を強化すること。府中療育センターの改築を促進すること。

5 9、精神疾患が「5大疾患」のひとつに位置づけられたことにふさわしく、予防・早期発見・早期支援をはじめ、保健・医療・福祉施策を拡充すること。医師・精神保健福祉士など多職種で訪問支援を行う「アウトリーチ・チーム」の設置を推進し、当事者と家族を支援すること。中部、多摩総合精神保健センターの地域生活移行支援施設「ホステル」を再開すること。

6 0、都レベルの広域的・専門的な「手話通訳者派遣事業」を再開、または「コミュニケーション支援広域派遣事業」を新設するとともに、広域的利用および個人だけでなく集まりの場の主催者が利用できる都独自の「要約筆記者派遣事業」を再開・新設すること。都有施設、公共施設への磁気ループなど集団補聴設備の整備を促進するとともに、耳がとおくなって困っている高齢者と家族等のための「聞こえの相談室」を設置すること。

6 1、盲ろう者への通訳・介助者派遣時間を増やすとともに、通訳・介助者に支払う手当の単価を引き上げること。習熟度別の通訳・介助者養成事業を実施するとともに、多摩

地域に盲ろう者支援の拠点を整備すること。盲ろう者の実数を把握する調査を実施すること。

- 6 2、東京都におけるチャレンジ雇用は、すべての障害者や難病患者に対象を拡大し、対象人数を増やすとともに、試用期間を延長するなど拡充すること。東京都、都教育委員会、監理団体等における障害者雇用を増やすこと。都の一般職員採用の点字試験を実施すること。障害者を雇用する中小企業への助成、優先発注の実施など、障害者の雇用拡大をすすめるとともに、障害別の「就労支援・雇用促進計画」をつくること。
- 6 3、新体系に移行していない地域デイグループ事業、通所訓練事業に対する運営費補助を今後も継続すること。授産施設や小規模作業所の工賃アップにむけ、新たな仕事の開拓、製品の開発、販路拡大、共同受注、地域ネットワークづくりなどを支援するとともに、都と区市町村による協力体制を構築すること。
- 6 4、グループホームの家賃助成について、低所得の障害者に対する助成額を増額すること。地域におけるケアホームの整備促進にむけ、施設整備費補助の限度額を引き上げること。
- 6 5、障害者の医療費助成を拡充するとともに、福祉手当、重度障害者手当を拡充・増額すること。高齢者の新規申請を再開すること。精神障害者に対する福祉手当を実施すること。
- 6 6、難病医療費助成の対象疾病を拡充し、骨髄異形成症候群や投薬が開始されたパーキンソン病患者などを加えること。難病相談・支援センターの事業を拡充するとともに、多摩地域に難病相談・支援の拠点を整備すること。難病患者の就労支援を強化すること。COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策および肝炎ウイルス検診普及啓発を実施すること。

#### 【福祉・介護人材への支援の強化】

- 6 7、福祉・介護人材の確保・定着支援のため、特別養護老人ホーム、障害者施設、私立保育園などへの人件費補助を実施・拡充すること。民間社会福祉施設サービス推進費補助は、経験年数加算を再開するとともに、選択事業の要件緩和など拡充すること。介護職員および障害者福祉サービス等従事職員の処遇改善事業を、都独自に継続すること。

#### 【住まいの保障の推進】

- 6 8、都営住宅の新規建設を再開するとともに、建て替え時に戸数を増やすこと。借り上げ公営住宅制度を活用し、UR住宅や民間賃貸住宅などを借り上げて、都営住宅として提供すること。入居収入基準、および「使用承継」の基準を元に戻し、入居対象者をひ

るげること。住戸の面積基準を引き上げるとともに、ファミリー世帯が入居できるよう3DK, 4DKなどを増やすこと。エレベーター設置を促進すること。

69、都営住宅への若年単身者の入居資格を認め、若者むけ都営住宅を整備するとともに、若者への家賃助成を実施すること。低所得者や、離職者・失業者、ネットカフェ難民、ホームレスなど住宅をなくした人のために、低家賃の住宅を確保・提供するとともに、家賃助成を実施すること。

70、医療・介護・見守りなどのサービスを併設した低家賃の高齢者賃貸住宅や、シルバーピアの整備を促進すること。子育て世帯向け優良賃貸住宅の整備を促進すること。

71、マンションの大規模修繕利子補給制度を拡充するとともに、助成制度をつくること。管理、技術、法律など総合的なマンション相談窓口を都として設置するとともに、修繕積立金の実態調査、「マンション白書」の定期発行、および管理組合育成支援事業を実施すること。区市町村が実施するマンション支援事業に対する財政支援を実施すること。

72、住宅リフォーム助成を都として実施すること。また、住宅リフォーム助成を実施する区市町村への財政支援を行うこと。

#### 【都市交通・公共交通の整備】

73、駅ホームからの転落事故、列車との衝突事故を防止するため、都内すべての駅への可動式ホーム柵（ホームドア）設置をすすめること。「開かずの踏切」解消にむけた対策、踏切の安全対策を強化すること。

74、コミュニティバスの導入および運行への支援を強化すること。現行補助制度は、3年以内という運行費補助の年限を撤廃し、初期経費だけでなく運行維持を支援する制度に拡充すること。「交通空白地域」の対象要件を緩和し、23区も補助を受けることができるようにすること。

75、自転車の利用環境整備にむけた、総合的政策を確立すること。自転車専用レーンや自転車道の整備を促進すること。自転車を共同利用する「都市型コミュニティサイクル（自転車シェアリング）」の整備促進事業を実施するとともに、自転車利用、自転車通勤を支援する区市町村、中小企業の駐輪場などの整備への財政支援を行うこと。

## 【中小企業、農林漁業への支援の強化】

- 76、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉参加方針の撤回を国につよく求めるとともに、都として参加反対の行動を起こすこと。
- 77、急激な円高など経済悪化に対応するため、実効性ある融資制度を拡充すること。長期貸付、無利子・超低利、売上減少率の要件緩和など、中小企業が利用しやすい融資制度を創設すること。区や市の融資制度に、保証料補助、利子補給を行うこと。資金繰りがとくに困難な企業には、経営状況に応じて上乘せすること。大企業による一方的な下請け単価切り下げなどをやめさせるよう、監視体制を強化すること。
- 78、都内に本社や生産拠点を維持しつつ海外展開を行う中小企業に対し、国際支援室の機能の拡充をはじめ、国際業務に関する知識、資金、人材などの支援を強化すること。
- 79、借り工場、リース代など固定費に対する直接支援を実施すること。大企業の拠出を求め、中小製造業者の休業補償を実施すること。収益がなく、生活が困難な業者に対する無利子・長期貸し付けの「生活つなぎ資金」を創設すること。
- 80、再生可能エネルギーを新しい産業の柱として位置づけ、技術開発や製品化を支援すること。町工場の技術と、都内の病院、大学、研究所などが連携して新しい医療機器・医療技術の開発・製品化をすすめる「医工連携事業」を実施すること。新しい福祉機器や介護ロボットの開発・製品化や、ニッチトップ企業への支援を強化すること。
- 81、国内、海外の特許取得、特許維持費用、特許侵害の調査費用、訴訟費用への助成を行い、知的財産権保護への支援を強化すること。知的財産総合センターによるアドバイザー派遣など支援を拡充すること。各国の知的財産の制度に熟知した専門家を配置すること。
- 82、「買い物弱者支援事業」を都として創設し、商店街、区市町村、NPOなどが実施する買い物弱者支援の取り組みへの助成を行うこと。
- 83、「新・元気を出せ！商店街事業」の予算を大幅に増額し、対象事業・適用範囲をひろげるとともに、希望するすべての商店街が利用できるようにすること。複数回利用や補助率の引き上げ、年度をまたいでの利用など、商店街の要望にこたえて改善・拡充すること。財政力の弱い商店街の経費負担の軽減を図ること。
- 84、商店街の省エネ化、エコ化を支援する「環境対応型商店街活性化事業」は、商店街の負担を軽減するなど拡充すること。商店街の街路灯の支柱の改修をふくむLED化に対する補助率を引き上げること。街路灯の電気代や維持経費に対する助成を行うこと。

- 85、生活密着型公共事業を拡大し、都民生活の質の充実と、中小建設業者の仕事確保、雇用拡大を図ること。中小建設業者が適正な金額で受注機会を確保できるよう、低価格入札による労賃や労働環境等への影響について実態調査を行い、改善すること。アスベスト対策を拡充・強化すること。
- 86、「都市農業振興条例」および「都市農業振興プラン」をつくり、農産物の価格保障・農家の所得補償、都市農地の保全、地産地消などを推進すること。生産緑地の追加指定を推進するとともに、区市町村が買い取る場合への財政支援を行うこと。
- 87、都内産農産物の流通ネットワーク整備、家畜流通の円滑化、畜産農家の販路拡大、東京産水産物の流通促進などに対する支援を行うこと。多摩産材の供給体制を整備するとともに、公共利用を促進すること。多摩産材を利用した住宅建設やリフォームへの助成を行うこと。林業が産業として成り立つよう、森林保全等の対策を強化すること。

【少人数学級実現、ゆきとどいた教育のために】

- 88、小中学校の30人学級を計画的に実施すること。来年度から小学校2年生の35人学級を実施することはもちろん、都として少人数学級の対象学年を拡大し、早期に35人学級を小中学校の全学年にひろげること。学級維持制度を継続し、拡充すること。
- 89、高校生むけの給付制奨学金制度を創設するとともに、小中学校の就学援助が拡充できるよう、区市町村に財政的支援を行うこと。
- 90、私立高校等に通う生徒に対する都の授業料補助を拡充すること。低所得世帯の高校生は、授業料に加え入学金・施設費などもあわせて無償となるようにすること。他の階層も公私格差をなくす立場で補助を充実すること。国に対し、高校授業料無償化を継続するとともに、私立学校等の授業料無償化にふみだすよう求めること。
- 91、区市町村立学校の耐震診断・補強助成をI s 値0.3以上の施設についても拡充し、早期にすべての学校施設の耐震補強を実現すること。また、老朽校舎の改築・改修、教室の増築への補助制度を創設すること。
- 92、多摩地域の小中学校の普通教室のクーラー設置に対する財政支援の期間を延長するとともに、国の補助採択がされない場合は、都の補助率かさ上げを行い、区市町村の費用負担を軽減すること。都立高校・特別支援学校の特別教室、特別支援学校の体育館などの冷房化を行うこと。
- 93、全日制高校の計画進学率を引き上げ、希望するすべての生徒の進学を保障できる高校就学計画を策定すること。生徒増にあわせて都立高校を新增設すること。定時制高校

の新設、学級増を行い、募集を増やすこと。

- 9 4、教員の長時間・過密労働を改善し、教員を増やすこと。また、期限付き任用はやめ、教員定数は正規採用で配置すること。栄養士の欠員をただちに補充し、栄養教諭の任用を拡大すること。
- 9 5、都立高校の学校図書館の専任司書の定数削減を行わないこと。全定併置校には2名の配置とし、民間委託は行わないこと。
- 9 6、養護教諭の複数配置、スクールカウンセラーの小学校・高校への全校配置、中学校もふくめて相談日数を増やすなど、心のケア対策、いじめ・不登校対策を強化すること。また、小中高等学校へのスクールソーシャルワーカーの配置をすすめること。
- 9 7、特別支援学校を新增設し、教室不足やスクールバスの長時間乗車を解消すること。重度重複学級を実態に応じて増設すること。寄宿舍は教育的理由や家庭事情による入舎を認め、城北特別支援学校の寄宿舍を廃止しないこと。
- 9 8、特別支援学校の外部人材導入による自立活動担当教諭の削減と、導入校の拡大は行わないこと。大規模併置校の養護教諭等の配置を充実させること。特別支援教育コーディネーターは専任で配置すること。
- 9 9、特別支援学級の設置校を増やすとともに、児童・生徒の増加に見合った学級増設を行い、教員配置を拡充すること。区市町村の特別支援教育推進のため、専門家等の配置や人件費補助を行うこと。
- 1 0 0、私立学校経常費補助は標準的運営費の2分の1補助方式を堅持するとともに、補助率および補助額を拡充すること。
- 1 0 1、私立特別支援学校等経常費補助の補助単価を大幅に増額すること。また、軽度発達障害をふくめ、障害児が在籍している学校に補助を行うこと。
- 1 0 2、私立幼稚園児保護者負担軽減補助の所得制限を緩和し、補助単価を増額すること。国の制度変更にとまなう都の私立幼稚園等就園奨励特別補助の激変緩和措置を、国が制度改善するまで継続すること。私立幼稚園教育振興事業費補助を拡充すること。
- 1 0 3、私立学校・幼稚園の耐震診断・補強・改築への補助率を引き上げ早期に完了させること。耐震工事や建て替えの際の代替用地として、公有地を提供すること。備蓄物資購入など防災対策への支援を継続・拡充すること。太陽光発電など再生可能エネルギー導入への支援を拡充すること。

## 【スポーツ・文化の振興】

- 104、辰巳国際水泳場をはじめ、老朽化した都立スポーツ施設の改修・改築予算を抜本的に増やし、利用者の意見を反映させてすすめること。「スポーツ祭東京2013」およびリハーサル大会の開催にむけ、区市町村の施設改修、競技運営経費等に対する財政支援の充実を図ること。
- 105、地域ごとのスポーツ施設・設備の整備を促進すること。都民や自主的なスポーツ団体が行うスポーツ活動、大会の開催等への助成を行うこと。障害者団体が東京で開催する競技大会への財政支援を行うとともに、障害者が身近な地域でスポーツに親しめるよう、施設整備、専門的人材の配置、新しい競技種目の開発などを推進すること。
- 106、小中学生が、本格的なオーケストラや演劇等にふれる機会をもてるよう、芸術文化鑑賞教室等の事業を実施・拡充すること。都内のオーケストラや劇団等に対し、運営費助成や、公演等の場所の提供をはじめとした支援を行うこと。高齢者や勤労者などが芸術・文化に親しめるよう、鑑賞費補助を実施すること。

## 【消費者支援の充実】

- 107、東京都消費生活総合センターを消費者行政と消費者運動の拠点として位置づけて、機能の充実を図るとともに、多摩地域の相談体制を充実させること。消費生活相談員の専門性を正当に評価し、5年で雇い止めの制度を廃止するなど、待遇改善と雇用の安定化を行うこと。
- 108、地方消費者行政活性化基金を活用した、放射性物質の検査機器の整備をはじめ、消費者の食品等に対する安全・安心確保の取り組みについて、区市町村の希望が国の基金額を上回るばあい、都独自に財政措置を上乗せすること。

## 【環境にやさしく持続可能な都市づくりへの転換】

- 109、自動車の総量規制を実施するとともに、都民、中小企業・商店等に対する電気自動車などエコカー・次世代自動車の購入費助成を拡充するとともに、エコバイクの購入費助成を実施すること。エコカー・次世代自動車のカーシェアリング(共同利用)事業、レンタル事業への財政支援を拡充・強化すること。
- 110、家庭、マンション共用部分、中小企業・商店、学校などの電球・蛍光灯のLED化に対する助成を実施すること。都庁をはじめ都有施設、信号機等のLED化を促進すること。区市町村が実施する環境政策に対する包括補助を継続・拡充すること。

1 1 1、地表熱の吸収に効果がある芝生の植栽を促進し、「駐車場の芝生化促進事業」を実施すること。臨海部等の巨大ビル建設を抑制し、「風の道」の保全・拡大を図ること。公園・緑・河川などの「クールスポット」の拡大をすすめること。

1 1 2、市街地での緑地や里山を保全するため、特別緑地保全地区の拡大や里山の指定を促進し、公有化をすすめること。稲城市南山開発は中止すること。都立公園を増やし、面積を拡大するとともに、都市計画公園の整備目標を大幅に引き上げること。

#### 【多摩・島しょの振興】

1 1 3、市町村総合交付金を大幅に増額し、配分に当たっては市町村の自主性、特殊性を尊重すること。

1 1 4、島しょ振興公社に対する貸付金、および市町村総合交付金を増額すること。島しょ貨物運賃補助について、野菜・果物に加え一般食品、特産品、石油・ガソリン等補助対象品目を拡大すること。また、全国離島の中でも割高なガソリン価格については実効ある値下げ対策を実行すること。島しょ会館の改築を支援すること。

#### 【築地市場の豊洲移転中止、現在地再整備の推進】

1 1 5、土壌汚染調査も対策もごまかし・欠陥があり、食の安全・安心が保障されない、豊洲新市場予定地への築地市場の移転は中止すること。土壌汚染対策工事にかかわる談合疑惑を徹底解明すること。

1 1 6、業者も合意できる、より良い築地現在地再整備案を、都の責任で一日も早くつくること。その際、都が一般会計もふくめ財政負担するとともに、大型量販店対応型整備などの過大な施設計画をおさえることで、適正な業者負担にすること。

1 1 7、築地市場の耐震補強、老朽化対策を直ちに行うこと。仲卸業者など中小零細業者の経営支援を行い、市場機能の維持・拡大をすすめること。

#### 【都民のための行財政改革の推進】

1 1 8、オリンピック招致は中止し、福祉・防災都市づくり、放射能汚染対策、被災地・被災者支援などに総力をあげること。4千億円のオリンピック開催準備基金は、計画的に活用し、都民施策拡充のために使うこと。

1 1 9、人口減少や超高齢社会が到来しつつあるもとの、右肩上がりの経済成長を前提とした巨大開発への投資は抜本的に見直すこと。オリンピック招致を口実にした外環道の

着工や、晴海線、多摩新宿線など不要不急の高速道路新規建設、巨大港湾施設等の建設は凍結すること。八ツ場ダム建設は中止し、水源負担金の財政支出は行わないこと。

1 2 0、新たな巨大都市インフラ整備を推進し、海外企業をよびこむための特区をつくり、減税などのいたれりつくせりの便宜を図る、「アジア・ヘッドクォーター（司令塔）」構想は、中止すること。

1 2 1、中小企業に役立たない新銀行東京は、清算・処理に踏み出すこと。

1 2 2、都職員定数の抑制方針を見直し、都民サービス拡充のために必要な正規職員を増やすとともに、職員給与の引き下げはやめること。非正規職員の処遇改善を図ること。都立施設の廃止、民間委託、指定管理者、独立行政法人、P F Iなどの導入・拡大は中止・再検討し、都が直接責任をもつ公共サービスを維持・拡充すること。

1 2 3、法人事業税の一部国税化の暫定措置撤回、および新たな大企業減税の中止を国に求めるとともに、大企業の法人事業税の超過課税の税率を、都としてできる上限である1.2倍まで引き上げるなど、巨額の内部留保をためこんでいる大企業に応分の負担を求めること。

#### 【平和な日本と東京のために】

1 2 4、横田基地をはじめ都内の米軍基地の早期全面返還をすすめること。「米軍再編」にもとづく横田基地の機能強化および自衛隊との共用による軍事一体化をやめさせること。横田基地の管制空域を全面返還させること。

以 上